

日本被害者学会における報告に際しての遵守事項

2015年6月理事会承認

学術大会における個別報告またはシンポジウムにおける報告に際しては、会員等は以下の事項を遵守するものとする。

【他の報告等との重複】

- ◇ 個別報告は、他の学会での報告等と重複しないこと。
- ◇ シンポジウムの報告が他の学会での報告等と重複するときは、その旨を明示すること。

【倫理基準】

- ◇ 報告が、人を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して行う研究に関するもの（例えば、アンケートや面接調査などによって得られた資料に基づく研究）であるときは、関係者の個人情報の取扱い等に配慮するとともに、報告者の所属する研究機関等の倫理規定に則った研究であることを明記すること。研究機関等に所属しない者は、以下のような規定を参照すること。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf>

【利益相反】

- ◇ 報告者の身分が、企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員
企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員等であるとき、または、報告が、これらの団体からの研究資金を得た研究成果の一部または全部であり、報告について利益相反（外部との経済的な利益関係等によって、データの改ざん、特定企業等の優遇等、公正かつ適正な判断が損なわれまたは損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態）の虞があるときは、以下のような規定を参照し、その事実を開示すること。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rieki/txt/sisin.txt>

【確認手続】

- ◇ 個別報告の申込みの際には、上記の点を報告要旨中に明記するよう求める。
- ◇ シンポジウムの報告者については、打合せ時に確認する。

【その他】

- ◇ 企画委員会で報告を承認した後の、報告者の追加（連名）は認めない。